平成２１年（フ）第４１１号
群馬県前橋市高花台２丁目15番地　ＲＡ―101号
債務者　登坂　永男
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５６号
群馬県前橋市紅雲町２丁目15番15―102号　飯塚アパート
債務者　関根　善勝
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４６３号
群馬県伊勢崎市安堀町63―１　高橋方、住民票上の住所群馬県伊勢崎市柳原町79番地１
債務者　今泉　節三
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７１号
群馬県前橋市天川大島町1464番地６　ワイコロアヴィレッジＧ―101号
債務者　澤飯　陽一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７６号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1565番地１
債務者　比嘉キオナリ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1123番地５　ドミール塩田202号
債務者　高橋百合子（旧姓諸田）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４８３号
群馬県渋川市北橘町上箱田500番地３
債務者　木島　深雪
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９０号
群馬県前橋市鼻毛石町1833番地２
債務者　松木　成司
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４９３号
群馬県伊勢崎市三光町15番25号
債務者　野村エスピノサエドワルド（ＮＯＭＵＲＡ　ＥＳＰＩＮＯＺＡ　ＥＤＵＡＲＤＯ　ＪＯＳＥ）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６６号
埼玉県八潮市緑町１丁目38番地８　サンシードＢ棟106
債務者　井上　政善
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
埼玉県春日部市大字大枝89武里団地第４街区第４号棟第505号室、住民票上の住所埼玉県越谷市南越谷５丁目３番地18キャピタル南越谷６階Ｂ
債務者　遠藤キクヨ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
埼玉県吉川市吉川団地２番13号101
債務者　酒巻　　満
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
埼玉県草加市谷塚町1617番地17　セピアコート１Ｆ
債務者　植田　良子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
埼玉県草加市新善町363番地７
債務者　草間　一哉
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区20棟307号
債務者　山田　忠史
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区20棟307号
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７４３号
千葉市稲毛区稲毛東４丁目３番７号　レクセルプラザ稲毛104号
債務者　遠藤　　肇
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係